



資料をご覧ください 上での注意事項

この資料は、平成29年5月22日に行われた平成29年度川崎市政策評価審査委員会第1部会の資料ですが、成果指標等の数値について、部会の時点では未確定であったもので、平成29年8月の時点で確定した際に数値が更新されているものなどについて、資料中に注記を加えております。

施策の概要

概要 背景 取組 成果 まとめ

基本政策(1層) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策(2層) 安心して子育てできる環境をつくる

施策(3層) 子育てを社会全体で支える取組の推進

直接目標 地域で子育てを支えるしくみをつくる

主な事務事業

地域における子育て支援の推進

児童手当支給事業

小児医療費助成事業

児童福祉施設等の指導・監査

実施計画に位置付けた成果指標

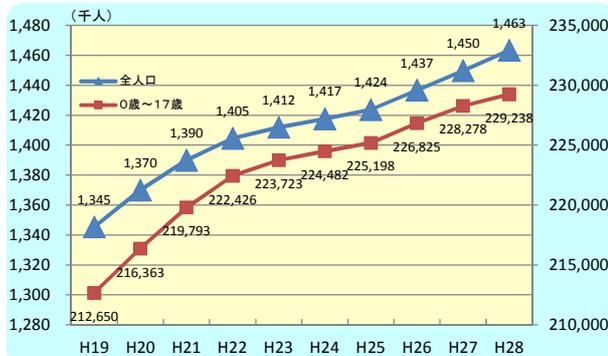
成果指標①		ふれあい子育てサポートセンターの利用者数			
算出方法	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値				
指標の考え方	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	15,665人(H26)	16,300人以上(H29)	16,600人以上(H33)	16,600人以上(H37)	
目標値の考え方	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、現状値を上回る目標値を第1期計画期間の目標値として設定する。また、第2期計画期間以降については本市将来人口推計における年少人口の減少を踏まえ目標値を設定する。				

成果指標②		地域子育て支援センター利用者の満足度			
算出方法	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者1,390人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点				
指標の考え方	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	8.9(H27)	8.9以上(H29)	9.0以上(H33)	9.1以上(H37)	
目標値の考え方	在宅で子育てをする過程を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。				



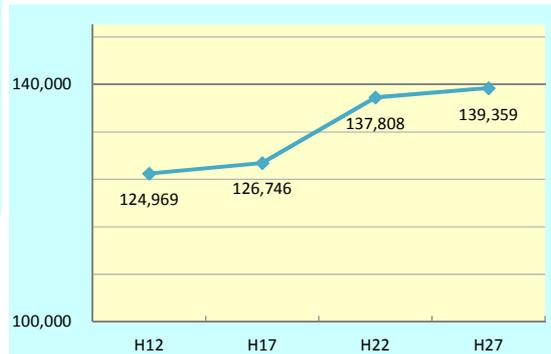
本市における人口・児童人口等の推移

●本市においては、人口と児童(0歳～17歳)人口数は増加を続けており、18歳未満の親族のいる世帯数についても、引き続き増加しています。核家族化など子ども・家庭を取り巻く環境が変化中、子育て家庭の置かれた状況を踏まえながら、子ども施策を総合的に推進する必要があります。



引用:住民基本台帳(各年3月末時点)
人口と児童(0歳～17歳)数の推移

18歳未満の親族のいる世帯数



引用:国勢調査



ふれあい子育てサポート事業について

概要 背景 取組 成果 まとめ

ふれあい子育てサポート事業

「育児の援助を行いたい方(子育てヘルパー会員)」と「育児の援助を受けたい方(利用会員)」が、それぞれお住まいの区を所管するふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、そのコーディネートのもと、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

実施施設一覧	ふれあい子育てサポートセンターあいいく	川崎区・幸区
	ふれあい子育てサポートセンタータック	中原区
	ふれあい子育てサポートセンターたまご	高津区・宮前区
	ふれあい子育てサポートセンター宙	多摩区・麻生区

制度概要

- 制度沿革** 平成11年に川崎区・幸区にて、平成14年から全市で実施
- 対象年齢** 生後4か月から小学校6年生までの児童
- 利用料金** 月～金午前8時から午後6時 700円(1時間)
土日祝、上記以外の時間帯 900円(1時間)
- 主な利用目的**
 - ・保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり
 - ・保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り
 - ・子どもの習い事等の場合の援助
 - ・わくわくプラザからの帰宅後の預かり など

登録から実施まで



地域子育て支援センターについて

概要 背景 取組 成果 まとめ

地域子育て支援センター

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、保護者の子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業です。

類型	一般型	連携型
実施形態	単館施設、認可保育所及び幼保連携型認定こども園に併設して実施	こども文化センターにおいて実施
設置か所数	27か所	26か所

乳幼児と保護者の交流促進

身体測定やお誕生日会、おはなし会など様々な取組を通して親子の交流促進を図りました。

子育て関連講習

栄養やノロウイルス対策、親子の健康作りなど、子育てに必要な講習を実施しました。

地域の子育て関連情報の提供

地域のイベント情報や関係機関の取組などについて、積極的に情報提供を行いました。



ふれあい子育てサポート事業及び地域子育て支援センターの取組成果

概要 背景 取組 成果 まとめ

ふれあい子育てサポート事業

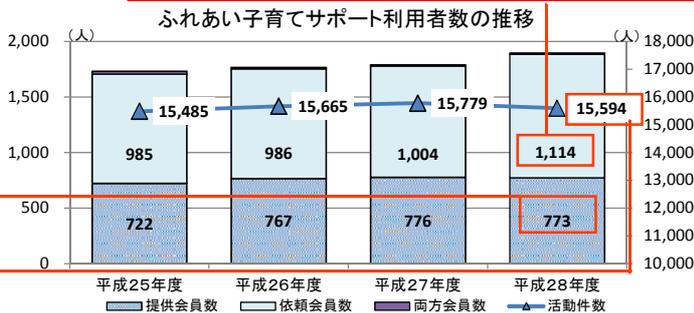
※部会時点の見込み値であり、確定値は以下のとおりです。
①子育てヘルパー会員平均登録者数確定値：775人

①子育てヘルパー会員平均登録数
773人

②ふれあい子育てサポート利用者数
15,594人

※部会時点の見込み値であり、確定値は以下のとおりです。
②ふれあい子育てサポート利用者数確定値：15,596人

※部会時点の見込み値であり、確定値は以下のとおりです。
子育てヘルパー依頼会員数確定値：1,117人

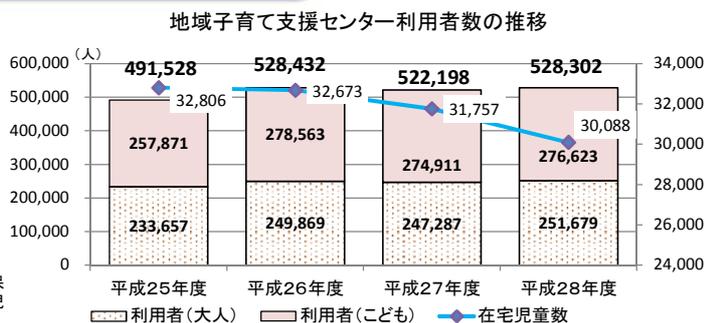


地域子育て支援センター

平成28年度 延べ利用人数

- ・利用者数(大人) 251,679人
- ・利用者数(子ども) 276,623人
- ・合計利用者数 528,302人

注)在宅児童数は、就学前児童数(住民基本台帳)から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数



(2)小児医療費助成事業の拡充経過

概要 背景 取組 成果 まとめ

●制度趣旨：

小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。(川崎市小児医療費助成条例 第1条)

本市制度の経過

昭和48年4月 乳児医療費助成制度の創設(0歳児の入院・通院医療費助成、所得制限なし)
平成7年10月 小児医療費助成制度の創設(県の補助制度創設)

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和	
平成7年10月	2歳児まで (入院:中学校卒業まで)	—	1歳以上(扶養人数0人:335.8万円)
平成11年1月	3歳児まで	平成9年7月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人:335.8万円→480万円)
平成14年1月	4歳児まで		
平成17年1月	5歳児まで		
平成19年1月	小学校就学前まで	平成18年4月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人:480万円→540万円)
平成24年9月	小学校1年生まで	平成24年6月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人:540万円→630万円)
平成27年4月	小学校2年生まで		
平成28年4月	小学校3年生まで		

通院医療費助成対象年齢拡大、所得制限緩和により、段階的に制度拡充を実施

平成28年度の制度の概要

●制度内容：

年齢	0歳	1歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校卒業
助成対象	入院、通院(診療・調剤)	入院、通院(診療・調剤)	入院
助成の範囲	保険医療費の自己負担額(2割)	保険医療費の自己負担額(未就学2割、小学生3割)	保険医療費の自己負担額(3割)
助成の方法	現物給付	現物給付	償還払い
所得制限	なし	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)

●所得制限：

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額(目安)	833万円	875万円	917万円	960万円

県の補助制度では、所得限度額540万円(扶養人数0)、0歳も所得制限の対象だが、本市では、0歳は所得制限なし、1歳以上の所得限度額は上表のとおり。

小児医療費助成事業の背景

●本制度を取り巻く今日の状況

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く環境が変化中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、安心して子育てできる環境づくりが求められている。



- 子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子どもが病気の時に、安心して必要な医療を受けられる環境づくりの推進が求められている。



- 制度の安定的かつ継続的な運用の確保が重要

制度の拡充の早期の実現を目指し、本市の財政状況を踏まえながら、制度の継続性や制度を取り巻く状況等を勘案し、慎重な議論が行われた。

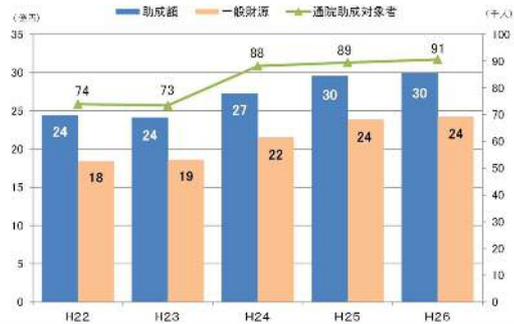
小児医療費助成事業の背景

●国に対しての要望

我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充に当たっては、財政の負担が大きくなっています。



【参考】

国では、平成27年9月に「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、子どもの医療費の自己負担のあり方等について議論

平成29年4月の制度拡充に向けた検討

●安心して子育てできる環境の確保に向けた制度の拡充

通院医療費助成対象を
学齢期における心身の成長の一つの区切りである

小学校6年生まで拡大

●制度の安定的かつ継続的な運用の確保

拡大の対象 小学校4年生～6年生については、
一定の自己負担額を超えた額を助成

(1) 一定の自己負担額：

入院・調剤を除き医療機関に1回受診するごとに500円を上限

※医療費の自己負担額（3割分）が500円に満たない場合は、その実額が保護者負担額

(2) 低所得者層への配慮：市民税所得割非課税者は適用除外

平成29年4月の制度拡充による負担軽減

拡大対象年齢(小学校4年生～6年生)における医療費負担軽減イメージ



- 1 診療等は、自己負担(3割)全額負担から1回あたり500円までの負担に軽減されます。
- 2 院外処方の調剤は、自己負担(3割)全額負担から、保護者負担がなくなります。
- 3 入院医療費助成(現行中学校卒業まで)は、引き続き、保護者負担はありません。

平成29年4月の拡充後の制度内容

平成29年4月以降の制度概要				
年齢	0歳	1歳～小学校3年生	小学校4年生～ 小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院(診療・調剤)	入院、通院(診療・調剤)	入院、通院(診療・調剤)	入院
助成範囲	保険医療費の自己負担額 (2割)	保険医療費の自己負担額 (未就学2割、小学生3割)	【別表】のとおり	保険医療費の自己負担額 (3割)
助成方法	現物給付	現物給付	現物給付	償還払い
所得制限	なし	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)

【別表】 小学校4～6年生の助成範囲		
通院(診療等)	通院(院外処方の調剤)	入院
保険医療費の自己負担額のうち 1回あたり500円(※)を超える額	保険医療費の自己負担額	保険医療費の自己負担額

- ※ 500円は医療機関等の窓口にて支払い
- ※ 保険医療費の自己負担額が500円未満の場合は、その額を支払い(助成なし)
- ※ 市民税所得割非課税世帯は保険医療費の自己負担額を全額助成

制度拡充の効果

通院助成対象年齢拡大による助成対象者数の増加

通院助成	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象年齢	小学校2年生まで	小学校3年生まで	小学校6年生まで
対象者数 (年度末時点)	99,419人	107,987人	約133,000人

約25,000人の対象者増

通院助成対象年齢拡大に向けた周知

平成29年1月から対象年齢の児童に個別に申請書・返信用封筒を送付し、郵送にて申請を受け付け

- ・医療機関等へのポスター掲示
- ・コールセンターの設置
- ・未申請者に対する追加申請勧奨



施策の進捗状況

施策の進捗状況 B 一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)

理由

- ① ふれあい子育てサポート事業については、子育て家庭の状況の変化により利用会員のニーズが多様化し当初の目標人数に達していないものの、子育てヘルパー会員登録増を目指した研修などを実施し、**子育てヘルパー会員の新規登録者数については一定の実績がありました**。また、地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等を実施しました。
- ② 小児医療費助成事業の取組みの目標に掲げた、通院助成の対象年齢の拡大について、平成28年4月に小学校3年生まで、**平成29年4月に小学校6年生まで引き上げました**。
- ③ 児童福祉施設、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園に対する児童福祉法及び子ども・子育て支援法上の指導監査を実施しました。
- ④ 中学校修了前の子どもを養育する家庭への児童手当を支給しました。

【施策の進捗状況区分】 A 順調に推移(目標達成している)、B 一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)
C 進捗は遅れている(目標達成が遅れる可能性がある)、D 進捗は大幅に遅れている(目標達成が難しい可能性がある)

今後の方向性

Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

理由

- ① 施策を構成する事務事業について、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感などの緩和、経済的負担の軽減に資するものとして、概ね順調に取組が進んだものと考えます。
- ② ふれあい子育てサポートセンターの利用者数については、更なる制度の周知に努め、互いに支え合う子育て援助活動を促進します。
- ③ 小児医療費助成の制度の内容や医療のかかり方等について、市民に分かりやすい広報、周知に努めるとともに、拡充後の制度の運用状況の分析、検証を行います。

【今後の方向性区分】 I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)
Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市